

地盤品質判定士 資格検定試験 規程

2013 年	2 月 18 日	施行
2015 年	2 月 2 日	一部変更
2016 年	3 月 24 日	一部変更
2019 年	3 月 26 日	一部変更
2020 年	3 月 16 日	一部変更
2021 年	3 月 18 日	一部変更
2023 年	3 月 8 日	一部変更
2024 年	3 月 5 日	一部変更
2024 年 1	2 月 25 日	一部変更
2025 年	4 月 1 日	一部変更
2026 年	3 月 10 日	一部変更



地盤品質判定士協議会

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規程は、資格検定試験規則に則り、検定試験に関する事項について規定する。

第 2 章 検定委員と試験委員

(検定委員と試験委員の責務)

第 2 条 検定委員と試験委員は、検定試験が公正かつ適切に行われるように最大限の努力をする。

第 3 章 検定試験の方法

(受験願書等)

第 3 条 受験願書は、協議会ホームページの受験申込みフォームの画面上で作成する。
受験料の払込みを示す受験料振込み取扱票は、画像データに変換して、受験願書に添付する。

(受験要件)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者で、受験料を払込んだ者は、受験をすることができる。

- (1) 付表 1, 付表 3 に示す協議会が定める技術者資格の保有者
- (2) 付表 2, 付表 4 に示す協議会が主催もしくは指定する受験要件を得るための講習会の修了者
- (3) 付表 5 に示す協議会が認める職種と業務経歴の保有者
- (4) 地盤品質判定士補の登録者は、一次試験を免除して二次試験を直接受験することができる。

(資格を有する者の証明書類)

第 5 条 前条(1)の付表 1, 付表 3 に該当する者は、資格の証明書類の画像データを受験願書に添付する。

- 2 前条(2)の付表 2, 付表 4 に該当する者は、講習会受講修了証明書類の画像データを受験願書に添付する。
- 3 前条(3)の付表 5 に該当する者は、様式-1 を受験願書に添付する。

(講習会を受講した者の証明書類)

第 6 条 第 4 条(2)に該当する者は, 講習会の修了証明書の画像データを受験願書に添付する。

(書類審査)

第 7 条 事務局は, 受験申込みフォームで作成された受験願書をチェックし, 記載事項に不備や不適切がないこと及び受験要件を確認する。

2 事務局は, 書類審査の結果を検定委員会に報告する。

3 検定委員会は, 書類審査の結果を確認し, 受験要件を満たす者に受験票(様式-3)を交付する。

4 検定委員会は, 書類に不備や不適切がある場合, または受験要件を満たさない場合は, 受験者にその旨を文書で伝える。

(試験問題の区分)

第 8 条 試験問題の各区分の内容は, 付表 7 による。

(一次試験の方法)

第 9 条 一次試験は多肢択一式の筆記試験とする。解答はマークシートによる。

(二次試験の方法)

第 10 条 二次試験は実技試験とする。

2 実技試験の内容は, 記述式の筆記試験と面接試験の一方またはその両方とする。

(配点)

第 11 条 一次試験の満点は 100 点, 二次試験の満点は 150 点とする。

(試験問題の作成)

第 12 条 試験問題の区分に対応した各試験分科会は, 検定委員会が指示する試験の実施方針に基づいて試験問題(案)を作成する。

2 各試験分科会は, 作成した試験問題(案)を検定委員会に報告する。

(試験問題の審議と決定)

第 13 条 検定委員会は, 試験分科会が作成した試験問題(案)を審議し, 適切であることを確認し決定する。

(記述式問題の採点)

第 14 条 記述式問題の採点に際しては, 次の各号に示す事項に留意して, 採点の個人差を排除して結果の公平を保つように努力する。

- (1) あらかじめ出題の意図を理解する。
- (2) 正解(例)やキーワードを参考に採点基準を明確にする。
- (3) 採点を担当する試験委員は, 相互に採点基準を共有する。

(採点ミスの防止)

第 15 条 試験委員は, 採点ミスを防止するように努力する。

(その他の実施事項)

第 16 条 試験問題(案)の作成及び採点以外の事項については, 各試験分科会が連携して有機的に機能する。

(試験会場の管理・運営)

第 17 条 試験会場の管理・運営は, 原則として, 各試験会場の試験事務局に委託する。

- 2 試験事務局は試験会場ごとに試験事務局長, 試験会場運営委員, 試験監督員, および必要に応じて試験事務局員で構成する。
- 3 試験事務局は試験会場ごとに試験事務局長, 試験会場運営委員, 主任試験監督員, 試験監督員, および必要に応じて試験事務局員で構成する。

第 4 章 合格者及び試験結果

(地盤品質判定士等の登録要件)

第 18 条 地盤品質判定士に登録するためには, 検定試験の二次試験に合格する必要がある。

- 2 地盤品質判定士補に登録するためには, 検定試験の一次試験に合格する必要がある。

(合格者(案)の作成)

第 19 条 検定委員会は, 採点の結果を基に, 合格者の正答率(案)と合格者名簿(案)を作成する。

(合格者(案)の報告)

第 20 条 検定委員会は, 合格者の正答率(案)と合格者(案)を資格制度監理委員会に報告する。

(合格者の決定)

第 21 条 資格制度監理委員会は、合格者の正答率（案）と合格者（案）を基に審議して、地盤品質判定士等の合格者を決定する。

(試験結果通知の交付)

第 22 条 資格制度監理委員会の委員長は、受験者に試験結果通知を交付する。

(試験結果通知)

第 23 条 試験結果通知は、様式-4 による。

第 5 章 登録及び登録更新

(登録申請期間)

第 24 条 登録申請期間は、付表 8 に示すものとする。

- 2 登録申請期間及びその期限を超過して申請された場合の措置は、付表 8 に示すものとする。

(登録申請)

第 25 条 登録申請書は、協議会のホームページのマイページログインの画面上で作成する。

(登録の手続き)

第 26 条 事務局は、登録申請書と登録手数料の払込みを確認する。

- 2 会長は、所要の要件を満たした申請者に、登録証と登録カードを交付する。交付日は、協議会が指定した日とする。
- 3 登録証は様式-6, 7 による。登録カードは様式-8 による。
- 4 登録番号は、数字 8 桁で構成する。1 桁目は資格の種類（地盤品質判定士 1, 地盤品質判定士補 2 または 3）を、2-3 桁目は合格した二次試験の実施年度（西暦）の下 2 桁、4-7 桁目は当該年度の通し番号、8 桁目は登録・更新の回数とする。3 桁目と 4 桁目、7 桁目と 8 桁目の間にハイフオン（横棒一）を挿入する。

(登録更新、登録内容の変更届と登録証の再発行申請)

第 27 条 登録更新の申請書は、様式-2 による。

- 2 登録更新の期間は、更新前の登録証の有効期限の前 1 年以内の指定された期間内（原則として有効期限となる年度の 1 月中旬から 2 月上旬まで）とする。
- 3 登録内容の変更は、協議会のホームページのマイページログインから行うことができる。登録証の再発行を希望する者は、協議会事務局に連絡する。

(自己研鑽)

第 28 条 地盤品質判定士等の登録更新を希望する者は、技術の維持のために、付表 9 に示す自己研鑽(継続教育)を自ら実施して、CPD ポイントを合計 125 単位取得していなければならない。

- 2 125 単位のうち、50 単位以上は、付表 7 に示す地盤品質判定士等の業務に関連する内容とする。
- 3 登録更新申請時は 5 年未満であり、登録期間を勘案し、1 項については 110 単位以上、2 項については 45 単位以上とする。

(登録更新の手続き)

第 29 条 事務局は、登録更新の申請書、継続教育の記録及び登録手数料の払込みを確認する。

- 2 更新後の登録証の交付日は、更新前の登録証の有効期限の翌日(4 月 1 日)とする。
- 3 登録番号は、1-7 桁は更新しても変更しない。更新の度に、8 桁目の数字(更新の回数)に 1 を加算する。
- 4 登録更新を申請した判定士補が、同じ年度に判定士に合格し登録を希望した場合は、判定士に登録できる。判定士補の登録更新手数料は判定士の登録手数料に充当する。

(資格の喪失と登録の取消し)

第 30 条 登録証の有効期限までに更新申請を提出しなかった者及び更新審査により更新を認められなかった者は、地盤品質判定士等の資格を喪失しその登録を取消される。

(更新講習会)

第 31 条 更新を希望する者で、登録更新に必要な CPD ポイントが 125 単位に満たなかった場合、更新講習会を修了することで登録を更新できる。

- 2 第 30 条に基づいて、地盤品質判定士等の資格を喪失し、その登録を取り消された者が、失効した年度から 4 年以内に更新を希望した時は、協議会が指定する更新講習会を修了することで登録更新ができる。
- 3 2 項で更新講習会を修了した後に登録更新の手続きをした場合、登録証と登録カードの交付日は、協議会が指定した日とする。

第 6 章 規則 37 条の特例措置

(特例措置による受験)

第 32 条 特例措置による受験を希望する者は, 特例措置の申請をする。

(論文試験)

第 33 条 検定委員会は, 論文試験の問題の作成及び答案の採点を行い, 結果を資格制度監理委員会に報告する。

- 2 論文試験は, 2 つの課題に対して各 1,600 字以内(図表類を除く)で論述する形式とする。課題は, 地盤品質判定士に必要な知識と技術力を有することを確認できるものとする。ただし, 課題が網羅されている場合は対外発表論文等で代替することができる。また, アドバイザー、もしくは宅地防災等に関わる十分な実績がありアドバイザーの推薦を受けた者は対外発表論文等で代替することができる。
- 3 検定委員会は, 論文試験の結果に基づいて合否(案)を作成する。検定委員長は, 合否(案)と一連の経過を, 監理委員長に報告する。
- 4 資格制度監理委員会は, 検定委員会の報告内容を基に審議して, 合否を決定する。

第 7 章 書類

(書類の種類)

第 34 条 受験の申込みから登録までに必要な書類は, 付表 10 に示すものとする。

(書類の確認)

第 35 条 受験に際して確認を要する書類は, 受験願書・顔写真の画像データ・受験要件となる資格の証明書類の画像データ・受験料振込み取扱票の画像データ・業務経歴書の電子データ・特例措置の申請書の 6 種類とする。以下の確認事項について, 事務局が確認する。

- (1) 記載漏れがないこと。押印されていること
 - (2) 記載の内容が明瞭であること
 - (3) 受験料が払込まれていること。受験料振込み取扱票の画像データが受験願書に添付されていること
 - (4) 受験要件や免除に関する書類に不備がないこと
- 2 確認した書類に不備のあるときは, その内容または程度を考慮して事務局が措置(案)を作成し, 検定委員会が措置を決定する。

(受験番号)

第 36 条 数字 8 桁で構成する受験番号を受験願書に記載し, その後の管理に用いる。

- 2 1 桁目は受験区分, 2-3 桁目は試験の実施年度の下 2 桁, 4 桁目は受験地の番号, 5 桁目は受験区分, 6-8 桁目は申込み順位とする。

第 8 章 情報の管理

(情報管理の基本)

第 37 条 当該資格制度に関連して入手した個人及び企業の情報は, 以下の文書に従って管理する。

- (1) 地盤品質判定士倫理綱領
- (2) 個人情報保護方針

(試験等の情報提供)

第 38 条 検定試験制度に関する案内(パンフレット等)は, ホームページに掲載する。

- 2 当該年度の受験案内は, ホームページに掲載し広く周知を図る。毎年 4 月上旬に当該年度の情報に更新する。
- 3 各種の申請書の様式は, ホームページからダウンロードできるようにする。

(受験票の送付)

第 39 条 事務局は, 受験者に対して, 試験日のおよそ 1 ヶ月前に受験番号や受験地を記載した様式-3 に示す受験票を送付する。

(合否の結果)

第 40 条 試験の結果は, ホームページで発表する。また, 事務局は, 受験者へは合否通知を送付する。

- 2 ホームページには合格者の受験番号を掲載する。

(試験問題の公開)

第 41 条 一次試験と二次試験(記述式の筆記試験のみ)の問題及び一次試験の正解は, 原則として試験の翌々日から 3 年間, ホームページに掲載する。

(登録及び登録更新の情報提供)

第 42 条 事務局は, 二次試験の合格者に合格証を交付する際に, 地盤品質判定士への登録手続きの案内を送付する。

- 2 事務局は, 一次試験の合格者, ただし一次・二次同時受験者の場合は一次試験

の合格かつ二次試験の不合格者に, 地盤品質判定士補への登録手続きの案内を送付する。

- 3 事務局は, 地盤品質判定士補の登録証を交付する際に, 受験の案内を送付する。
- 4 事務局は, 登録更新の対象となる地盤品質判定士に対して, 有効期限となる年の 5～6 月に, 登録更新の案内を送付する。

(登録簿の公開)

第 43 条 事務局は, 地盤品質判定士等の氏名, 登録番号, 登録証の有効期限, 活動地域等について, 本協議会のホームページに掲載する。ただし, 登録者が掲載を希望しない項目については掲載をしない。

付 則

- 付則 1 この規程は, 2013 年 2 月 18 日から施行する。
- 付則 2 この規程で定めた様式-1～8 を, 別紙に示す。

【一次試験のみ受験時の受験要件】

付表 1 一次試験のみ受験時の受験要件として認められる技術者資格

資格の名称	資格の認定機関 〔試験の実施機関〕	推薦団体
技術士補(建設部門) 技術士補(応用理学部門)	文部科学省 〔(公社)日本技術士会〕	(公社)地盤工学会
2 級土木施工管理技士	国土交通省 〔(一財)全国建設研修センター〕	(一社)全国土木施工管理 技士会連合会
2 級建築施工管理技士	国土交通省 〔(一財)建設業振興基金〕	(公社)地盤工学会
2 級土木技術者	(公社)土木学会	(公社)土木学会
住宅地盤技士 (調査部門, 設計施工部門)	(NPO)住宅地盤品質協会	(NPO)住宅地盤品質協会
二級地盤検査技士	(一社)地盤保証検査協会	(一社)地盤保証検査協会
地盤補強設計主任技士 地盤補強施工管理主任技士 地盤補強施工管理技士	(一社)全国住宅技術品質協会	(一社)全国住宅技術品質 協会

付表 2 一次試験のみ受験時の受験要件を得るための協議会が主催もしくは指定する講習会

講習会の名称	講習会の実施機関
一次試験のみの受験要件を得るための講習会	地盤品質判定士協議会 (一社)地盤品質判定士会

【一次試験と二次試験同時受験時の受験要件】

付表 3 一次試験と二次試験同時受験時の受験要件として認められる技術者資格

資格の名称	資格の認定機関 〔試験の実施機関〕	推薦団体
技術士(建設部門：土質及び基礎) 技術士(応用理学部門：地質，地球物理及び地球化学)	文部科学省 〔(公社)日本技術士会〕	(公社)地盤工学会
一級建築士 二級建築士，木造建築士	国土交通省／都道府県 〔(公財)建築技術教育普及センター〕	(一社)日本建築学会
不動産鑑定士	国土交通省	(公社)日本不動産鑑定士協会連合会
1 級土木施工管理技士	国土交通省 〔(一財)全国建設研修センター〕	(一社)全国土木施工管理技士会連合会
1 級建築施工管理技士	国土交通省 〔(一財)建設業振興基金〕	(公社)地盤工学会
特別上級・上級・1 級土木技術者 (資格分野：地盤・基礎)	(公社)土木学会	(公社)土木学会
R C C M(地質，土質・基礎)	(一社)建設コンサルタント協会	(一社)建設コンサルタント協会
地質調査技士	(一社)全国地質調査業協会連合会	(一社)全国地質調査業協会連合会
住宅地盤主任技士	(NPO)住宅地盤品質協会	(NPO)住宅地盤品質協会
一級地盤検査技士	(一社)地盤保証検査協会	(一社)地盤保証検査協会
宅地地盤調査主任	(一社)全国住宅技術品質協会	(一社)全国住宅技術品質協会

付表 4 一次試験と二次試験同時受験時の受験要件を得るための協議会が主催もしくは指定する講習会

講習会の名称	講習会の実施機関
受験要件を得るための講習会 ※1	地盤品質判定士協議会
宅地造成技術講習 (修了認定者)	国土交通省 (一財) 全国建設研修センター

※1 現在は実施していない

付表 5 一次試験と二次試験同時受験時の受験要件として協議会が認める職種と業務経歴

職種	必要な業務経歴
行政職	建築・宅地・防災に関わる業務を担当した行政職（国，地方公共団体，独立行政法人など）
教育・研究職	建築・土木・地質に関する学科（大学，高等専門学校など）を担当した教育・研究職

【二次試験のみ受験時の受験要件】

付表 6 二次試験のみ受験時の受験要件として認められる技術者資格

資格の名称	資格の認定機関 〔試験の実施機関〕	付帯要件
地盤品質判定士補	地盤品質判定士協議会	登録期間中

付表 7 試験問題の各区分の内容

	区分	内容(*1)
①	技術者倫理	技術者の行動規範
②	宅地の造成, 土砂災害に係る法制度	宅地の造成・取引と法制度 盛土・切土, 擁壁, 締固め 土砂災害防止法等の法令
③	地質・地形・地盤の調査, 土砂災害	地質と地質調査, 地形と地形判読 地盤調査, サンプルングと地盤材料試験 地すべり, 土石流, がけ崩れ
④	住宅等(小規模建築物)の基礎	直接基礎, 杭基礎 沈下の予測方法
⑤	地盤の液状化	地震と地震動 液状化のメカニズム 液状化の予測と判定方法
⑥	盛土・切土と擁壁の安定性	支持力・土圧・斜面安定 安定解析の方法
⑦	地盤改良	液状化対策 沈下対策 すべり対策

*1: 項目列挙である。記された範囲に限定されるものではない。

付表 8 登録申請の受付け期間とその後の措置

登録の対象	受付け開始日	受付け期間(*1)
地盤品質判定士	合格発表日の翌営業日	合格者発表日の翌営業日から 翌月上旬頃まで
地盤品質判定士補		

*1：考慮すべき事情があると検定委員会が判断したときは、この限りでない。

付表 9 自己研鑽（CPD）の考え方

登録・更新から 5 年後（初回は登録日からその年の 3 月末日までを加算）に新たな更新を希望する者は、その 5 年間に CPD ポイントを合計 125 単位取得していなければならない。ただし、125 単位の内、50 単位以上は、付表 7 に示す地盤品質判定士等の業務に関連する内容とする。

項目	内容	CPD 単位の考え方 〔項目毎の単位の年間上限値〕
外部講習会 社内研修 自己学習	地盤品質判定士等に関連ないし科学技術に関する講習会・社内研修会等の受講 Web ラーニング等の自己学習	CPD 単位が指定された講習会等は、指定単位を報告する。 CPD 単位が定められていない項目は、「地盤工学会」等の活動分類と CPD 単位を参考に報告する。
普及活動	地盤品質判定士等に関連する委員会の委員または講習会の講師等の普及活動	〔単位数年間上限値：外部研修，社内研修，普及活動：なし，図書等の購読：5 単位〕
実務経験	地盤品質判定士等に関連する業務等の実務経験	地盤品質判定士の業務経験：1 業務 5 単位 (各業務には、本協議会指定の評価書ないしこれと同等な書面を付した報告書が必要) 〔実務経験に関する単位数の年間上限値：10 単位〕

注) 「地盤工学会」の活動分類と CPD 単位は (公社) 地盤工学会のホームページ (<http://www.jiban.or.jp/topic/cpdsystem/gcpd-hyo1.html>) を参照のこと

付表 10 書類の種類と様式

作成者	書類の名称	様式	備考
受験者	受験願書	—	協議会ホームページの受験申込みフォームの画面上で作成 顔写真の画像データ・受験料振込み取扱票の画像データ・資格の証明書類の画像データは受験願書に添付
	顔写真の画像データ		
	受験料振込み取扱票の画像データ		
	資格の証明書類		
	講習会の受講修了証明書類		
登録者	業務経歴書	様式-1	付表-5 行政職, 教育・研究職、 受験願書に添付
更新者	特例措置の申請書		メール配信
	登録申請書 (士・士補)	—	協議会ホームページのマイページログインの画面上で作成
	地盤品質判定士・士補登録更新申請用 CPD 自己申告票	様式-2	申請時 110 単位以上の方が提出
	(登録内容変更, 登録証再発行申請)	—	登録内容の変更は協議会ホームページのマイページログインの画面上で入力 登録証の再発行申請は, 協議会事務局に連絡
協議会	受験票	様式-3	出願者に対して
	試験結果通知	様式-4	受験者に対して
	登録証 (士・士補)	様式-5, 6	申請者に対して
	登録証携帯カード (士・士補)	様式-7	申請者に対して

【様式 1】

【様式 2】

業務経歴書(行政職, 教育・研究職)【2026年度版】

申請日	氏 名	ふりがな

様式ー1 Ver.01

区 分	所属先 (郡課まで)	所在地 (市区町村まで)	地位・職名	業務内容(概要)
選択してください				
選択してください				
選択してください				
選択してください				
選択してください				
選択してください				

* 区分欄は、行政職、教育・研究職を選択

地盤品質判定士協議会会長殿
上記の事項について虚偽の記載をせず、かつ、事実であることを誓います。

申請者氏名

【2026年度版】
地盤品質判定士・土補登録更新申請用CPD自己申告票

申請口	登録番号	氏名	ふりがな	取得CPD合計	45.0単位	Ver.01
①基礎分野 【全員対象】	基礎分野 10単位 / 年、50単元以上が毎年取得する単位の累計額(必須)	項目	実務経験の内容 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	取得CPD合計	45	45
②加算ポイント						0

地盤品質判定士協議会会長殿

上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実であることを望みます。

上記のとおり相違ないことを証明いたします。

事業者名

証明者役職

※上掲者、あるいは本人以外の他製品質判定士がいない場合は、ご自身のお名前を記入してください。

【様式 3】

		地盤品質判定士協議会 The Japanese Association for Geotechnical Evaluation	
受験票 (東京:一次・二次) 2025 年度地盤品質判定士の検定試験			
試験会場 ※	LMJ 東京研修センター 5 階 LL 会議室		
受験番号	*****	氏名	●●●●

受験地や氏名を確認の上、申込内容と異なる場合は、地盤品質判定士協議会までご連絡下さい。

1. 試験日時
2025 年 10 月 26 日(日)
一次試験 (多肢択一式の筆記試験) 午前 10 時 00 分～12 時 00 分 (2 時間)
二次試験 (記述式の筆記試験) 午後 1 時 30 分～4 時 30 分 (3 時間)
集合時間: 各試験開始 20 分前までに試験室にご入室下さい。
試験開始後 30 分まで、終了前 30 分からの退出はできません。

2. 試験会場へのアクセス ※
会場: LMJ 東京研修センター
(〒113-0033 東京都文京区本郷 1-11-14 小倉ビル)
交通: JR 水道橋駅 東口から徒歩 6 分
都営三田線 水道橋駅 A6 出口から徒歩 3 分
東京メトロ南北線・丸ノ内線 後楽園駅 1・2 番出口から徒歩 8 分
東京メトロ丸ノ内線 本郷三丁目駅 1 番出口から徒歩 8 分
都営大江戸線 本郷三丁目駅 3 番出口から徒歩 9 分
※会場地図ならびに詳しくは添付 QR コードか協議会 Web(<https://jiban-jage.jp/>)を参照して下さい。

3. 携行品 (〃は必需品)
受験票, HB 以上の鉛筆またはシャープペンシル, 消しゴム,
定規(直・三角・他), 時計 (通信機能のないもの),
ハンカチ, ティッシュ, 日票, ペットボトル (水筒は不可, ボトルケースはなし)
試験当日は、必ずご自身の受験番号を把握してご来場下さい。

4. 特記
試験室への入室に介助が必要な方は事前にお知らせ下さい。
試験会場へは直接お問合せをしないで下さい。
前々日の正午までの問合せには対応が可能ですが、それ以降は即時対応ができません。



〒112-0011 東京都文京区千石 4-38-2
公益社団法人 地盤工学会内
Tel. 03-3946-8766 / Fax. 03-3946-8678
E-mail: jage@jiban.or.jp

*2023 年度から PDF 版を送付する。

2025 年度地盤品質判定士検定試験

合格者受験番号の発表

〔受験番号 8 桁を示します。〕 ※番号は横方向に並んでいます。

二次試験 合格者（計 78 名）受験番号一覧

【札幌会場出願者 32513001～32513007】

32513001	32513002	32513003	32513004	32513006	32513007			
----------	----------	----------	----------	----------	----------	--	--	--

【仙台会場出願者 22522001～22522005・32523001～32523013】

32523001	32523004	32523006	32523009					
----------	----------	----------	----------	--	--	--	--	--

【東京会場出願者 22542001～22542032・32543001～32543059】

22542001	22542002	22542003	22542005	22542008	22542011	22542012	22542017	22542022
22542023	22542025							
32543002	32543005	32543006	32543008	32543014	32543019	32543022	32543028	32543029
32543031	32543034	32543039	32543041	32543045	32543046	32543052	32543053	32543056
32543059								

【名古屋会場出願者 22552001～22552005・32553001～32553012】

22552003								
32553001								

【大阪会場出願者 22562001～22562020・32563001～32563039】

22562001	22562003	22562008	22562009	22562011	22562013	22562014	22562015	22562016
22562017	22562020							
32563002	32563004	32563005	32563011	32563012	32563014	32563019	32563025	32563032
32563033	32563034	32563038	32563039					

【福岡会場出願者 22592001～22592009・32593001～32593024】

22592001	22592002	22592004	22592005	22592006				
32593003	32593006	32593013	32593018	32593019	32593021	32593024		



地盤品質判定士協議会

一次試験 合格者 (計 47 名) 受験番号一覧

【札幌会場出願者 32513001～32513007】

--	--	--	--	--	--	--	--	--

【仙台会場出願者 12521001～12521003・32523001～32523013】

32523002	32523005	32523011	32523013					
----------	----------	----------	----------	--	--	--	--	--

【東京会場出願者 12541001～12541029・32543001～32543059】

12541011	12541014	12541017	12541022	12541025	12541028			
32543010	32543017	32543023	32543025	32543033	32543037	32543043	32543048	32543051

【名古屋会場出願者 12551001～12551007・32553001～32553012】

12551001	12551004							
32553005	32553006	32553012						

【大阪会場出願者 12561001～12561019・32563001～32563039】

12561004	12561005	12561012	12561016	12561017				
32563001	32563003	32563008	32563009	32563010	32563016	32563017	32563022	32563023

【福岡会場出願者 12591001～12591011・32593001～32593024】

12591002	12591006	12591008	12591009	12591010				
32593008	32593009	32593010	32593022					

<注意>

※合格された方は、地盤品質判定士協議会 HP(<https://jiban-jage.jp/holder.html>)掲載の登録要領に従って、1 月 13 日 (火)～2 月 2 日 (月) の期間に手続きを行ってください。

※「一次・二次」を両方受験された方は、一次試験・二次試験の両方の合格者受験番号一覧を確認してください。

二次試験合格者は、一次試験にも合格されておりますが、一次試験合格者受験番号一覧に受験番号は掲載されておりません。

※「二次試験 合格者」は、二次試験に合格し、「地盤品質判定士」の登録ができる方です。

なお、既に「地盤品質判定士補」の方は、「地盤品質判定士」の登録によって「判定士補」の登録は抹消されます。

※「一次試験 合格者」は、一次試験に合格し、地盤品質判定士補に登録ができる方です。

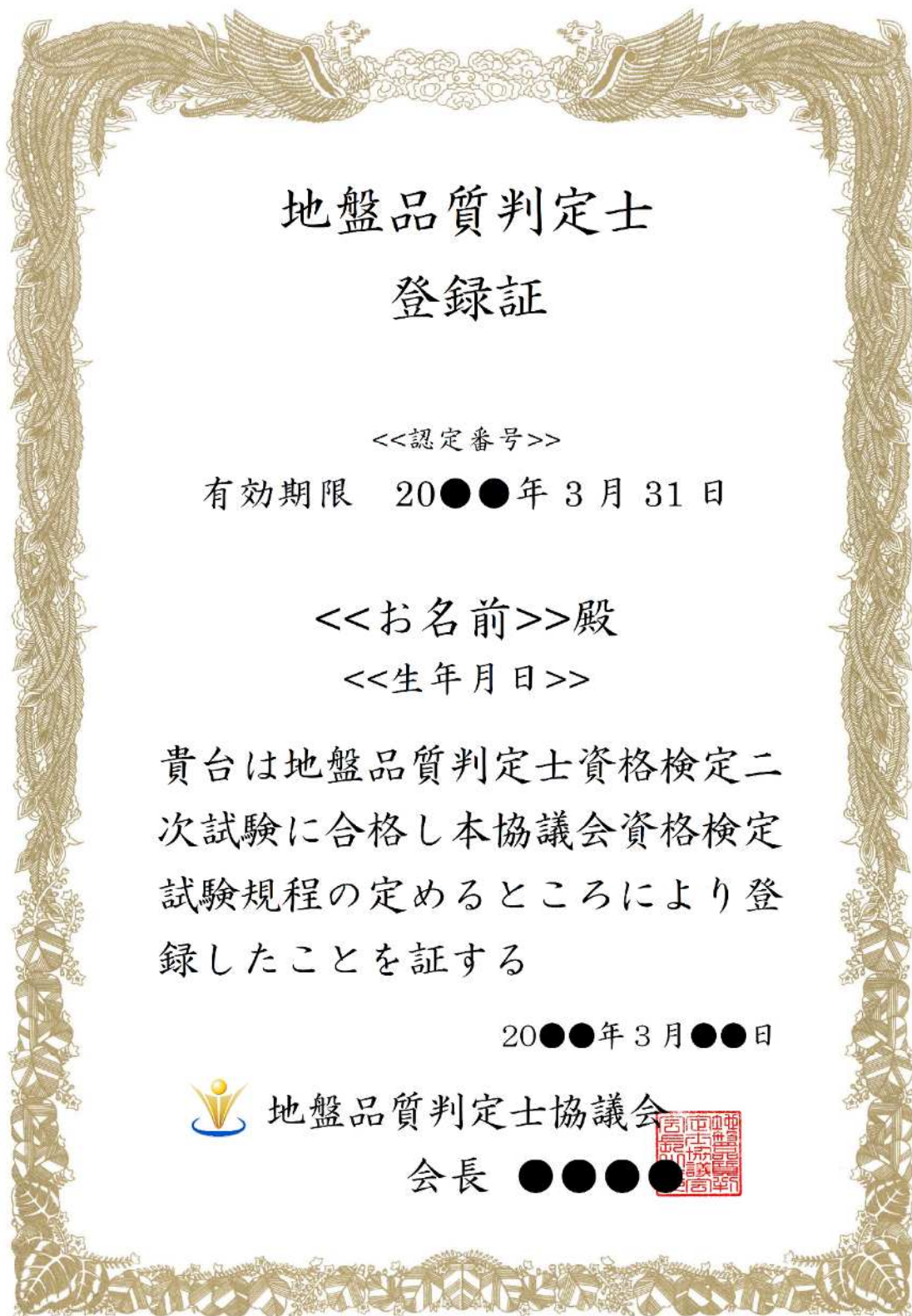
地盤品質判定士補に登録された方は、次年度検定試験より、要件を満たしていれば一次試験を免除して二次試験を直接受験できます。

2026 年 1 月 9 日

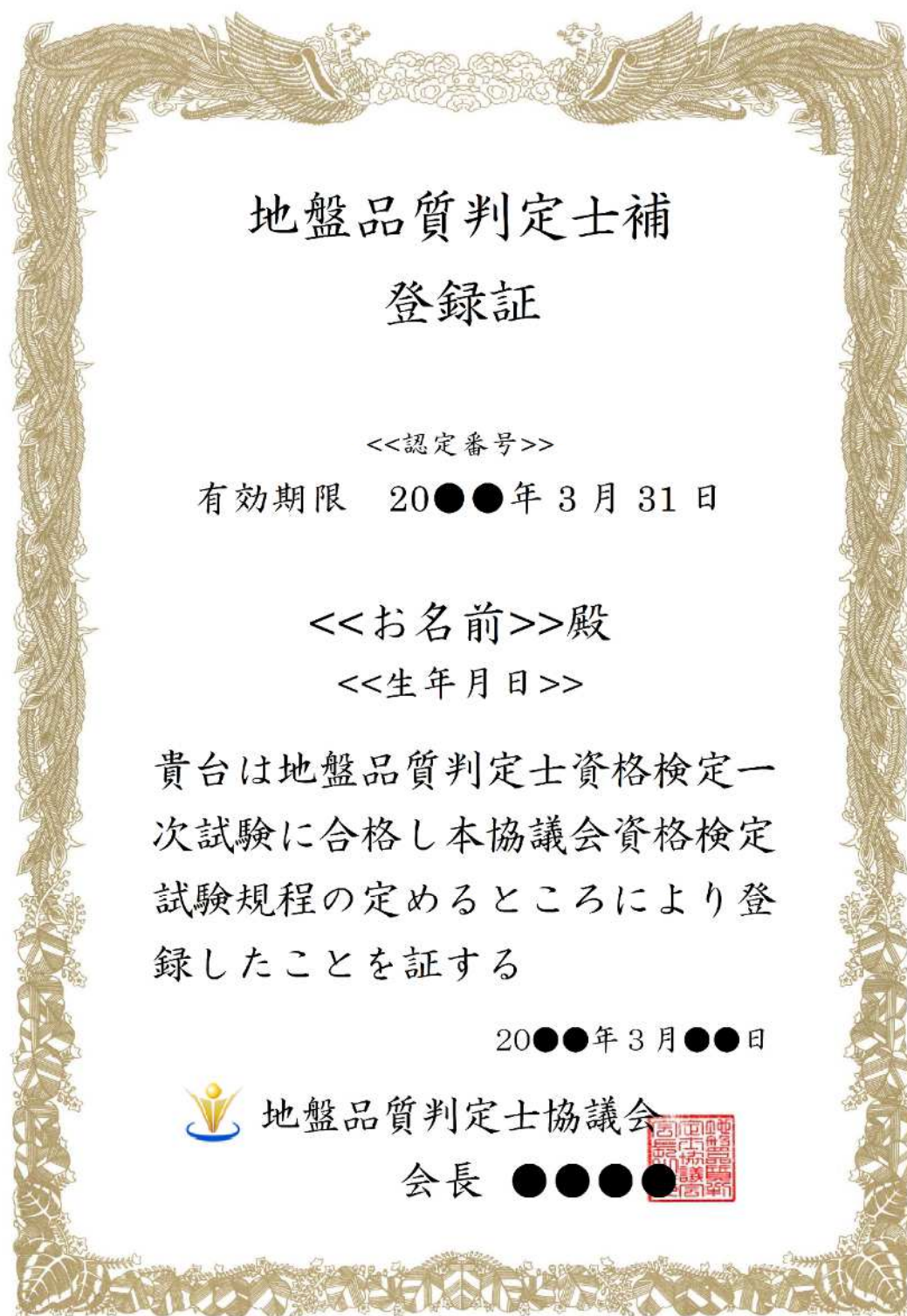


地盤品質判定士協議会

【様式 5】



【様式 6】



地盤品質判定士補
登録証

<<認定番号>>
有効期限 20●●年 3 月 31 日

<<お名前>>殿
<<生年月日>>

貴台は地盤品質判定士資格検定一
次試験に合格し本協議会資格検定
試験規程の定めるところにより登
録したことを証する

20●●年 3 月●●日

 地盤品質判定士協議会
会長 ●●●●



【様式 7】

地盤品質判定士・地盤品質判定士補 登録証携帯用カード 表面



地盤品質判定士・地盤品質判定士補 登録証携帯用カード 裏面

1. 地盤の評価（品質判定）の業務に就くときは、必ずこの登録証を携帯すること。
2. この登録証は、他人に貸したり、譲ったりしないこと。
3. この登録証を紛失したとき、又は改姓したときは、再交付を申請すること。
4. 所属機関・住所を変更したときは、すみやかに変更届を提出すること。
5. 資格を更新する際は、要件を確認の上、申請すること。

地盤品質判定士協議会

〒112-0011 東京都文京区千石4-38-2 (公社) 地盤工学会 内
Tel: 03-3946-8766 Fax: 03-3946-8678
E-mail: jage@jiban.or.jp URL: <https://www.jiban.or.jp/jage/>

氏名